

# 練馬区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

## 1 目的

練馬区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、住宅の耐震化を緊急的に促進するため、住宅の所有者に耐震化に係る啓発支援事業等、総合的な取組により区内住宅の耐震化を促進することを目的とする。

## 2 位置づけ

練馬区耐震改修促進計画に基づきアクションプログラムを策定する。

## 3 計画期間

アクションプログラムの計画期間は、令和8年度から令和17年度までとする。

なお、社会経済状況の変化や関係計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等へ適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直し等を行う。

## 4 対象建築物

### (1) 区内全域の旧耐震基準の住宅

昭和56年5月31日までに建築の工事に着手した建築物

### (2) 区内全域の新耐震木造住宅

昭和56年6月から平成12年5月までに新築または増築の工事に着手した建築物（平屋建てまたは2階建ての在来軸組工法の木造の住宅（基礎はコンクリート造）に限る。）

## 5 取組内容

### (1) 住宅の所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

対象建築物の所有者に対して、ダイレクトメール等による啓発を実施する。

### (2) 耐震診断を支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

- ・耐震診断結果報告時に耐震改修工事等の助成制度を案内する。
- ・耐震診断後1年以上経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対し、ダイレクトメール等による啓発を実施する。

### (3) 改修事業者等の技術力向上を図る取組および住宅の所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組

- ・事業者向け講習会を実施する。
- ・練馬区耐震改修工事施工事業者一覧を公表する。

### (4) 耐震化の必要性に係る普及・啓発

- ・区報等で耐震改修の必要性について周知する。
- ・耐震相談会を実施する。
- ・耐震化支援制度のパンフレットを作成し、配布する。（窓口および区民事務所）

## 6 耐震化に係る支援目標および取組実績に対する自己評価

アクションプログラムの耐震化に係る支援目標および取組実績に関する自己評価は、年度ごとに区ホームページに公表する。